

景観政策形成過程における住民組織の役割

——竹富島と川越一番街を題材に——

伊藤 修一郎

要約

伝統的建造物群保存地区の指定に関して、なぜ竹富島では短期間に全島を対象とした対策が実現したのに、川越では長期間かかったうえに中核的な地区以外の保存策が実現しなかったのかを検討した結果、政策過程を主導した住民組織のタイプが関係していることが明らかになった。すなわち、地域の課題に包括的に取り組む組織が政策過程を主導した場合、組織内で合意が形成されれば、全住民がその組織の構成員なので、地域全体の合意とみなされるが、合意自体は困難である。合意に至るためには、民主的運営、地域の課題に取り組んできた実績、共通の文化や帰属意識といった条件を当該組織が満たしていなければならない。他方、特定の課題に限定して取り組む組織が主導した場合、その課題に興味や利害がある者だけが選択的に構成員となっているので、組織内部の合意は容易だが、それだけでは地域住民の総意とはみなされず、包括型組織又は行政が乗り出して地域代表としての正統性を補うことが必要である。

キーワード：伝統的建造物群保存地区、住民自治組織、地域自治区、合意形成、地方自治

1. はじめに

本稿では、沖縄県竹富町竹富島と川越市一番街地区における伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の指定に至る過程を比較し、いかなる要因が伝建地区指定を実現させたのか、特に地域の住民組織がどのような役割を果たしたのかを明らかにする。

景観政策、中でも伝建指定を取り上げるのは、そこに公共政策を実施するための課題が凝縮されていると考えるからである。環境問題のような現代的課題の多くは、社会的ジレンマとその派生型として把握される（船橋、1993）。景観破壊に直面した住民も同様のジレンマ状況におかれる（伊藤、2003、2006）¹⁾。その状況を脱する方策のひとつに、公権力による規制がある。これは国や自治体にルールの設定と取締りを委ねるものだが、文化財保護法に基づく伝建指定はこの解決法の典

型例である。伝建地区に指定されると、歴史的建造物は外観の保存が義務づけられ、それ以外の建築物についても、周囲のまちなみに調和させる配慮が求められる。建築行為を行うには市町村教育委員会の許可が必要となり、違反者には罰則が適用されるので、社会的ジレンマにつきものの抜け駆けができなくなる。

公権力にルール設定と取締りを委ねてしまうことは、住民にとって安易な解決策にも思えるが、実はそうではない。まず出発点で、景観を守るためなら土地利用の制約を受け入れようという地域の合意がないと実現しない。運用上も予定地区住民の9割の同意が必要とされる。しかし、これが実に難しい。これまで候補地として調査が行われた地区の4割程度しか指定に至らず、実現した地区でも多くが紆余曲折を経ているのである。

この合意形成を促進すると考えられるのが、地域の住民組織である。地域に存する住民組織には様々なものがあるが、本稿の事例には、異なる二つのタイプが登場する。それらの比較を通じて、住民組織が地域における政策形成に果たす役割を考えていきたい。

2. 住民組織の類型と合意形成に関する仮説

竹富島の政策過程を主導したのは「公民館」と呼ばれる自治会の連合体である。川越では「歳公会」や「町並み委員会」に代表される複数のまちづくり関連組織が入り乱れて活動した。両地域の組織には、目的、構成、行政との関係などに違いがある。この違いを理解するため、地域の課題に取り組む住民組織について「包括型」と「限定型」という類型を設定する。包括・限定の区別は、組織が取り組む課題（組織目的）が地域の諸課題を包括的に含むのか、特定の課題に限定されるのかによる。組織目的で分類するのは、目的と組織構成や行政との関係等の間には密接な関連があるからである（伊藤，1997）。これらに関連性が高ければ、組織目的の包括度を見ることで、それと連動する他の特徴についても大まかにとらえられることになる。包括型の典型例は自治会・町内会であり、限定型は住民運動組織から非営利団体まで多様なものを包含しうる。

目的の包括度から導かれる組織の特徴を、本稿に必要な範囲で簡単に示しておこう。まず包括型組織であるが、地域のあらゆる課題に対処しようとするため、構成員は地域住民を網羅する方向に向かうと考えられる。このことは、自治会・町内会に関する研究が、その性質として世帯単位の半強制的加入と包括的多目的役割を挙げることから確認できる（遠藤，1992，玉野，1993：15）。また、すべての包括型に当てはまるわけではないが、固定されたメンバーで諸々の共通課題に取り組むところから、構成員の間に共通の文化や帰属意識が生まれることがあると考えられる。こうした特徴を備えると、コミュニティ研究が「包括的コミュニティ」と呼ぶものに近づく（中村，1973，今野，2001）²⁾。竹富島公民館は島の住民の生活課題全般に取り組むので包括型組織であるが、後述のように、文化の共通性や自足性なども備えているので、包括的コミュニティにも近いといえる。

一方、限定型は特定の課題にのみ対処するので、構成員はその課題に関心をもつ者に限られるが、

居住地で限定せずに関心のある者を惹きつけると考えられる。課題ごとに組織が設立され、複数の組織が地域に並存する反面、課題が解決されれば活動を続ける理由を失うので継続性に欠けるであろう。コミュニティ研究では、地域性や統合性にとらわれず、「地域で共通に直面する、個人では処理できないニーズを解決するためにとり結ぶ社会関係でつくられた社会の部分」（今野，2001：23）を「限定的コミュニティ」と呼ぶ（中村，1973：82）。地域の現状は、こうした限定的コミュニティが重層して（渡戸，1990，似田貝，1997，吉原，1997）、それが地域資源の共同管理を豊かにし（中田，1998）、「より開放的で新しい相互扶助の関係をつくり出している」ことが指摘されている（今野，2001：44，今井，2004）。こうした先行研究によっても、本稿が想定する限定型組織の特徴は支持される。川越の事例に多数登場するまちづくりや景観保全に特化した住民組織は、この限定型である。

それでは、これら2類型が政策過程でいかなる役割を果たすのか検討しよう。まず、どちらも政策に積極的な効果をもたらすことは異論がないと思う。包括型の例として、日常の自治会活動が活発に行われていた地区ほど、阪神淡路大震災直後の住民による初期消火活動や互助による救助・救援が機敏で効果的に行われ、復旧も円滑に進んだことを挙げておこう（倉田，1999：序論，東海自治体問題研究所，1996）。限定型組織の例としては、鎌倉のまちづくり市民懇談会がある。1972年の発足以来、鎌倉市の都市・まちづくり分野の政策に影響を与え続けている（鎌倉のまちづくり市民懇談会，1999）。また、西村（1997）には限定型とみられる組織とまちなみ保存の関わりを示した多くの事例が採録されている。問題はそれぞれのタイプの組織が果たす役割がどのように異なるかである。

包括型の住民組織は、前述のとおり地域住民を網羅する構成となるので、地域住民を代表する地位を得やすい。全住民が加入した一又はそうみなされる一組織で合意されれば、それを地域住民全体の意思とみることができる。その反面、多様な参加者を含むゆえに、合意形成が難しいとも考えられる（鳥越，1994：8章，今川，1994）。更には、包括型の典型例とした自治会・町内会に関し

て、その非民主性、非近代性を論証し解体を求める意見が根強くあり³⁾、実際、住民意思と自治会の決定が食い違ったり（広原，1989：350）、過去のしがらみから行政や議会に反対するような決定ができなかったり（森，1996：103-109）、自治会等の決定が為政者に都合のよいものとなる危険も内包する（岩崎，1989：474，秋元，1990）。

そのような事態を避け、包括型組織が合意に至ることは可能だろうか。自治会等を「地元住民同意調達機能」を発揮しうる「近隣自治政府」とみる見解（日高，2003）や私的生活の維持のために不可欠な機能—地域共同管理の機能—を果たしていると主張する立場（中田，1993）に従えば、可能ということになる。加えて、最近の実証研究には、全戸加入原則自体は、封建遺制どころか「きわめて近代的で民主的な傾向をはらんだ一つの変革だった」とする立場がある（玉野，1993：278）。近代に入り地方名望家層に代わって都市自営業者層が台頭したことに対応して、住民自らが結成した組織を通じて地域統合を図るために編み出された基本原則だったというのである。基本原則—組織の構成原理—に問題がないとすれば、その運営のあり方が問われるべきことになる。具体的には、次の三つの条件を満たせば住民意見を反映した合意ができると考える。第1に住民の意見を十分に吸い上げ、参加者が納得できる手続を経ることである。例えば多田（2003）は、鎌倉市七里ガ浜自治会によって建築規制のための住民協定が締結された事例を分析し、多様な住民ニーズを汲み取るシステムとしての下部組織（専門委員会）の構築を成功要因に挙げる。同様に、今野（2001：123-125）は真野のまちづくり組織の特徴として、徹底的に民主化された運営と小集会での討論を積み重ねる意見聴取法を挙げる。こうした民主的運営に加えて、第2に地域における課題に包括的に取り組んできた実績があれば、構成員からも信頼され合意がしやすいし、第3に共通の文化や帰属意識がそれを強化するだろう。事例研究では、包括型組織がこうした条件を備えているかどうかを確認したうえで、その役割を検討する。

これに対して限定型の組織は、特定の目的に関する興味や利害を共有する者が自己選択的に参加しているので、組織内での合意は比較的容易に形成されるが、その決定を直ちに地域住民全体の意

思とみなすことはできない。仮にそのような限定型組織の合意を幾ら積み重ねても、地域住民全体の意思はカバーできないだろうし、それぞれの合意の間で矛盾やニュアンスの違いが生ずる可能性が高く、合意自体の一貫性や正統性を損なうことにもなりかねない。1990年代前半の時点で川越における合意形成を分析した岡崎・原科（1994）の研究は、まさにこのことを示している。彼らは70年代以降設立された七つのまちづくり関連組織と商店街、自治会、青年会議所等の主体間の相互関係を明快に整理して、地区内に強力な推進母体を欠いたために意見調整が進まず、主体間の価値対立が顕在化して合意形成が進まなかったと結論した。そうした状況では、形式だけでも包括型組織の決定を経て地域住民の合意としての正統性を補うか、行政が直接乗り出すことが必要になる。

3. 川越の政策過程

川越市北部の一番街周辺には、蔵造りや木造の町家、洋風建築、看板建築といった、江戸、明治、大正、昭和の建物が重層的に残る（溝尾・菅原，2000）。川越藩の城下町として発展したが、商業の中心が南部の川越駅周辺に移り、にぎわいが薄れるとともに、蔵造り建築が車社会に適さず、徐々に取り壊されていった。

川越の町並み保存は、全国で保存運動が展開されていた1970年代に遡る。この時期、学識者や建築学会などによって蔵造りの保存が提言され、歴史的価値の高い蔵の取り壊し反対運動が起こり、市を巻き込んだ議論に発展した（馬場，1999，八甫谷，2000，溝尾・菅原，2000）。学識者や住民、市職員などによって「城下町川越開発委員会」「川越市史跡保存協賛会」といった組織が結成され、青年会議所による調査・提言も行われた（佐野，1988）。

1975年に伝建制度が創設されると、その候補として川越でも調査が行われ、指定に向けて市と住民の間で話し合いがもたれたが、合意が得られなかった。指定されれば釘一本打つのも難しくな

るといふ噂が流れ、現状変更が難しいと思われたこと⁽⁴⁾、明治期に作られた比較的新しい町並みであったためにその価値を地元住民が認識できなかったこと、観光客が来て売り上げ増などのメリットが感じられなかったことなどが理由である(福川, 1988, 溝尾・菅原, 2000, 荒牧, 2003)。1970年代後半にはマンションが相次いで建設され、反対運動が起こったが、住民の中にも活性化をもたらすという意見や規制に反対する意見があり、阻止できなかった。町並み保存・活用への商店街の参加意欲も低かった(岡崎・原科, 1994)。

1980年代に入る頃から、看板を外して伝統的な外観を復元したり、黒しっくい壁を修復したりする住民の自発的な動きが起こった。これが蔵造りの市文化財指定に後押しされ、空家となっていた蔵造りの再利用や相次ぐ修復へと広がり、住民主体のまちづくりを進める機運が高まった(福川, 1988, 佐野, 1988, 荒牧, 2003)。こうした時期に結成されたのが「蔵の会」である。市職員が市民の視点でまちづくりを描いたビデオが地方の時代映像祭で受賞し、その賞金を活かして住民主体のまちづくりを進めることを目的に発足した(可児, 1999)。創立メンバー80名のうち3分の1が地元の若手商店主で、都市計画や文化財保護に携わる市職員十数名も参加した(佐野, 1988)⁽⁵⁾。96年現在で会員は231名に増加したが、うち一番街在住が26名、その他川越市が49名である(溝尾・菅原, 2000)。総務部、事業部、運営部などを置き、年1回の総会と月1回の例会、各部会の会合を開いて議論を続け、通常とは順序を入れ替えて「商業活性化による景観保存」を目指すこととし、中小企業庁のコミュニティマート構想モデル事業補助金を導入して計画策定や店舗の改装等を図った。

さらに、町並みに合わせた改装を浸透させるため、1987年、一番街に「町並み委員会」が発足した。発足に先立ち、一番街商店街の各組合員が押印して「町づくり規範に関する協定書」を締結した(可児, 1990)。協定書には、町並み委員会を設置すること、委員会は町づくり規範を定めること、町づくりに関する行為を行う場合は規範を尊重し、早い段階で委員会に届出で協議すべきことなどが定められた。町並み委員会は、一番街商店街から理事長を含む10名、都市計画などの研

究者4名、自治会長と蔵の会代表を含む地元代表7名の21名からなり、オブザーバーとして川越市の関連室課と商工会議所が参加した(南・福川, 1992)。この委員会での検討の結果、1988年に店舗改装のルール兼まちづくりのルールとしての「町づくり規範」が制定され、商店街総会で承認された。実は70年代末のマンション反対運動の際、行政がデザインコード構想を検討したが実現しなかった。これを住民が実現したわけだ。しかも、これに倣って近隣の3商店街も同様の規範を制定した。

町づくり規範は規制ではない。住まい方の原則をパターン化した誘導基準であり、町並み委員会は住民の自主的な審査組織である。町並み委員会が改装計画の相談を受け、規範に基づき助言・指導を行い、それに従った改装に埼玉県の高高度化資金融資と市・県の観光市街地形成事業補助金が出る。後述する景観条例が執行できない中で、これが景観破壊の実質的な歯止めとなった。南・福川(1992)によれば、歴史的建物の復元修理の原則は概ね遵守され、2件のマンション計画は事業者と協議を重ねて保留にもちこんだ。全体としては、1992年までに非組合員7件を含む32件の協議があり、町並み委員会の要請が尊重されてきた。溝尾・菅原(2000: 313)によれば、「建造物を新築・改築する際には、蔵造りの町並みに合致した建物にしないと、地域社会で暮らしていけないといったような風潮が生まれてきた」という。そしてこうした活動の結果、街に人が戻り商店街に活気も出てきた。88年から97年までに観光客は40%程度増加し、それに合わせて商店も観光客に対応した飲食店へと業種を変更して経済的見返りを得てきたのである(溝尾・菅原, 2000)。

1980年代後半にはマンション建設が再燃し、反対運動が頻発した。対抗策を検討するため、市は87年に都市計画、建築、文化財などの専門家8人に都市景観審議委員を委嘱した。新聞発表によれば、委員会は「都市景観の条例化を目的に」設置され、美観地区、風致地区、伝建地区などの方向付けを行い、2年以内に条例制定にこぎつけるとされていた(南・福川, 1992)⁽⁶⁾。委員会は5回の全体会合や現地調査を行い、2年を待たず翌88年8月に提言をまとめ、早急に都市景観条例の制定をする必要があると結論した⁽⁷⁾。条例案も

委員会で既に検討されており、これをもとに市内部の検討会を経て、88年12月、都市景観条例が制定された。ただし、伝建制度に関する規定は第14条で触れただけで、条例に盛り込まれなかった。商売をやらない一般の住民の目には、金儲けのための規制に映ったことが理由である⁸⁾。

ところで、議会では都市景観審議委員の人選が問題になった。各委員の地元への関わりを問われて、都市計画部長が蔵の会や町並み委員会のメンバーであると答弁したところ、次のような疑義が投げかけられた。いろいろな会ができていけれども、地元に住んでいる人たちではなくて、「とんでもないほうから蔵の会に入ってきたり何に入ってきたりしている。むしろかき回されているんだというような話」が自治会長から出ている。地元に住まいや生い立ちがない人たちが委員になって条例で規制をかけるのはおかしいではないか⁹⁾、というのである。結局、資格については8人中6人が川越在住か川越生まれで、委員は提案するだけで最終決定は市が責任をもって行うと説明があって収まったが、このやりとりから、蔵の会等の代表性に疑問がもたれていることがわかるのである。

さて、都市景観条例は1989年4月に施行されたが、施行に先立って高層マンション建設計画4件の駆け込み申請がなされ、都市景観審議委員らが都市景観の創造に協力を求める緊急アピールを出す事態となった。一方、条例による建築抑制策は、都市景観形成地域を指定して建築行為に行政指導を行うことを中心とするが、地元の理解が得られず地域指定は、2004年まで実現しなかった。市では自治会や地元議員への説明を試みたが、「商店街、学識者、コンサルタントが中心となって計画を進めたこと」(岡崎・原科, 1994: 702)や幅員20mで一番街を貫く戦前に定めた都市計画道路の計画を一部手直しただけで規制を導入しようとした市の姿勢が住民の不信感を生んだのである(八甫谷, 2000: 55)。

1990年代に入り、電線地中化が始まった。工事で蔵造りが破損する恐れがあると自治会は反対したが、市が住民と接点をもつ手がかかりとなった(宮崎, 1999)。92年に「北部町づくり自治会長会議」が市の肝煎りで結成されるが、市の案を白紙に戻すと決定し、93年、自主的なまちづくり

案を市に提示することを目指して組織自体を改組し、旧城下町エリアの11自治会による「十ヵ町会」を結成した(八甫谷, 2000)。十ヵ町会は伝建指定の要望書を市教委に提出し、市長を訪問して要望を伝え、「町並み景観検討委員会」を設置し、佐原伝建地区のように住民主導で指定地区の範囲を決めることを目指してアンケートを実施するなど(八甫谷, 2000)、活発に活動した。ちなみにアンケートでは、住民の約6割が建て替えの際は町並みと調和するようにしたいと回答した(植松, 2000)。

一方、行政の側であるが、1993年の市長選挙で、元弁護士で県会議員を3期務めた船橋功一が当選した。社会党支持に加えて、保守分裂により一部保守系も支援した。この頃、相次いで高層マンションが計画され、反対の陳情書や1,000人を超える署名簿が提出された。95年に市教委は全国町並みゼミ川越大会を誘致するとともに、伝建地区指定の再挑戦を目指して再調査を実施し、地元の合意形成の感触を探り始めた。船橋市長も十ヵ町会の代表の訪問を受け、蔵造りの町並みを十分保存して活用し川越の活性化の源にしたい、地区指定に努力していきたいと約束した¹⁰⁾。しかし、96年9月や12月の議会では、地元との協議が進んでいないことを追及され¹¹⁾、市長は生活の変化に合わせて建物を改造できなければ困るという意見も相当数にのぼることや観光公害に関する苦情があることを指摘して、合意形成の難しさを吐露し、時間をかけて合意が形成されるのを待つ姿勢をにじませた。この時期、市長は地区内全部の意見を聞いて説得するには、やはり自治会が重要だとしていた¹²⁾。

しかし、市内でマンション建設が活発化し、ついに1997年4月には十ヵ町会のひとつの大手町に15階建てマンションが計画されていることが明らかになった。これができると歴史的町並みの背後に巨大な建物が出現することになる。これを阻止するため、5月に十ヵ町会から、6月には一番街商店街及び町並み委員会から、伝建指定の要望書が市に提出された¹³⁾。7月には十ヵ町会が町内約2,900名の署名を集め、マンション建設反対の要望書を提出した¹⁴⁾。

これを契機に市は企画財政部企画課内に伝建担当職員2名を配置し、都市計画課、文化財保護課

を含めた3課の職員7名でプロジェクトチームを組織した。この時期を逃さないために「職員が一軒ずつ全部回って説明しろ」という市長の強い指示により¹⁵、プロジェクトチームは、2名1組の3班体制で、指定予定エリアを一軒一軒回って住民の意向調査を開始した¹⁶。合意形成を地元自治会だけに任せず、市が直接乗り出したことについては、地元でも歓迎されたという¹⁷。また、市長自らも幾つかの説明会に参加したり、自治会や商店街、町並み委員会などの関係者を市長室に集めて説得に努めたりした¹⁸。1998年に市長は施政方針で実現を表明し、当初予算に伝建指定関連の予算約450万円を計上、6月議会で伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。この議会での報告によれば、一番街を中心とした約5ヘクタールの地区108世帯を訪問し、85%から意思表示書を受領し、はっきり反対の意思を示したのは3世帯だった¹⁹。この同意を基にして、99年、伝建地区の都市計画決定と都市計画道路「中央通り線」の縮小変更を実施した。伝建地区は、国の重伝建地区にも選定された。伝建地区の保存整備計画は、町づくり規範が雛形となっており、「町づくり規範のいわば行政版」と位置づけられている²⁰。最後は行政の手によって合意形成が仕上げられたわけだが、限定型組織による合意内容＝規範が政策に活かされたといえよう。

4. 竹富島の政策過程

竹富島は八重山群島にあって、西表島や小浜島などとともに竹富町という多島自治体を構成する。珊瑚礁と白砂の浜に縁取られた島の中心部に集落はあり、伝統様式に則った寄棟屋根の木造平屋の周囲には、珊瑚石灰岩を積み上げた石垣（グック）を巡らせている。屋根は赤瓦を漆喰で固めて、道と庭に敷き詰めた珊瑚の白砂との対比が鮮やかである。

島に暮らす人口約300人は、数多くの祭事と芸能を伝承し、「うつぐみ」という互助・協力の精神で共同体を運営する。その中心となるのが竹富島公民館である。島での政策過程を論ずるために

は、若干長くなるが、まず公民館について語る必要がある²¹。

竹富島公民館は、1917年（大正6年）に結成された同志会に源流をもち、49年から部落会、63年から公民館と呼ばれるようになり（西山・池ノ上、2004）、2001年に島の全住民を構成員とする地縁団体として法人化された。公民館には館長と執行部、議会及び総会が置かれ、祭事・行事の実施、住民の合意形成、町役場との調整などの役割を担うとともに、町外（石垣市）に置かれる町役場に代わって、生活に関わる多くの機能を果たしている。

公民館長は、3名の執行部役員とともに祭事・行事の中心となり、町役場や他の島々に対しては島を代表する。町役場から委託される区長を兼任するが、これは区長としての収入を確保し、多忙な館長の仕事に専念できるよう、住民の側から町長に要請したものである²²。館長は通常1名が推薦され、総会の同意を得て決定される。主事、幹事などの執行部役員は、東、西、仲筋の各集落の「支会」と呼ばれる自治会から同数が選ばれる。公民館は3支会の連合体としての性格を有し（玉城、2000）、住民の意見聴取や情報伝達は支会の定例会（村模合（ムラムーヤイ））や頼母子（ムエー）を通じて行われる（上勢頭、2000）。

意思決定機関であり執行機関でもある公民館議会には、各支会から3名ずつ議員が選出され、老人クラブ、婦人会、青年会の代表各1名を合わせた12名で構成される。定例会が年6回、臨時会が随時開催され、主な議題は、祭事等の予算・決算、後述する賦課の決定である。議会の下には、保安林などの共有財産を管理する財産管理委員会、伝建制度を執行するまちなみ調整委員会など4委員会が設置されている。このほか公民館とは別組織であるが、環境省のビジターセンターの管理運営を受託し、伝統文化の学習・啓発等を担うNPO法人「たきどうん」が設立され、更には、祭事やまちなみ保存の経費を住民自らの手で捻出して公民館を費用面から支援しようと、収益部門の設置も検討されている。

総会は年1回開催される。主な議題は集落定例会や公民館議会であらかじめ話し合われているが、結論が出ずに執行部預かりとなるものがあるほど、活発な議論が交わされる。総会ではないが、景観

保全をめぐる住民集会の様子を描いた次の引用から、住民の議論の様子を垣間見ることができる。「理念に基づく主張も、技術に依拠した主張も、利害のからんだ主張も、主張自体がこぼまれることはない。住民同士が実にねばり強い話し合いの中で、立場の異なる主張を『島の合意』に収斂させていくのである」（備瀬，2003：66）。

現在、竹富島の人口のうち約100人は、父祖も竹富島と無関係のいわゆる「Iターン」の外来者であるが、総会には参加して意見を言うという。観光の島だからか、長年の伝統か、外来者を受け入れる懐は広く、公民館や支会の仕事を任せられるために、島の習慣をよく理解してさえいれば、必ずしも島に長く暮らしていることは求められない²³。地域に溶け込もうと努めてきたIターン移住者が、主事を務めたケースもある（与那原，2004）。

公民館は住民の生活に関わる幅広い機能をもつ。行政が住民の暮らしを支える度合いが低いため、それに代わるものとして、住民の自助と民主的な自治が行われてきたのである（西山・三村，1976）。かつて公民館は電力供給や簡易水道を担い、幼稚園も運営していた。更に、積立金を用いて資金を貸付け、金融機能も果たしていた。いずれも公営企業や町などに移管されたが、こうした伝統に培われた自助の精神は、現在も引き継がれている。

その端的な表れが、公民館の祭事等の費用を住民に割り当てる「賦課」である。これは戦前から引き継がれてきた仕組みで、世帯主の年齢に応じた世帯単位の「等級割」と生産力に応じて個人に割り当てる「生産割」がある（玉城，2000）。この基準²⁴に従って各人の負担額を決めるのが公民館議会の仕事である。筆者の聞き取りによれば、意見を聞きながら決めていくので、議決されれば皆従うというが、新移住者の中には、こうした仕組みを理解しようとしぬ人がおり、そうした人をどう説得するかが課題とされている。

ゴミ収集も町役場ではなく公民館が実施しており、その費用は1975年から塵芥処理費として賦課している。世帯単位の基本料に家族数で加算し、更に民宿、商店、自販機所有者に相応の割増しを求める。これに竹富町住民福祉課からの塵芥処理費助成金約15万円を併せて原資とし、公民館

が各支会の担当者に手間賃を出してゴミを収集する²⁵。道路の維持補修を主目的とする公民館協力費でも、自動車所有者や民宿経営者に応分の負担を求めている。まちなみの美しさを目玉とした観光によって、道路が傷むからであるが、観光により利益を得る者とそうでない者との格差を緩和する意味もあるという（上勢頭，1996）。

賦課はこれ以外にも随時行われる。例えば、2000年に文化庁の補助を得て、まちなみ保存の拠点施設を兼ねた公民館の建物が新築された際には、公民館が成年男性に3日間の賦役を課し、参加できない人からは過怠金を徴収し、住民が自ら10日間かけてサンゴ石を積み上げて石垣を建設した（上勢頭，2000）。こうした労役の賦課と提供には、長い歴史がある。西山らによれば、終戦直後までユイ（互助活動）によって、屋根の葺き替えや家造り、農業活動、道路の維持が行われてきた。現在でも、春と秋の年2回、公民館による全島挙げての清掃があり、毎月2回、1日と15日を清掃の日と決めて各戸が道路の雑草駆除などを行っている（西山，2000）。こうした「伝統的景観管理」のシステムが引き継がれていることが竹富島の独特の景観づくりを支えているという（西山，2000，高口・西山，2000）。

公民館の最も重要な仕事は祭事である。祭りや公民館組織は互いに支え合う関係にあり、例えば2004年度には、国の重要無形民俗文化財である種子取祭をはじめとして、24もの祭事行事が開かれた。玉城（2000）によれば、島の最大の祭りである種子取祭は、公民館の組織、三つの支会の協力と競争、それに各支会と連携した郷友会（島外の竹富島出身者の会）によって、複合的・重層的に支えられている。逆に、祭りを通じて各支会の凝集力が強化され、公民館組織も強固になるという作用もある。町並み保存を可能にしているのも祭りである。伝建制度のもとでも内部の改変は許されているが、竹富島の保存物件では、少なくとも伝統的問取りは維持されている。その一番の理由は、公民館役員として祭りに参加する際に必要だからである（藤間，2001）。

さて、竹富島の景観保全を巡る経過に入ろう。1960年代、竹富島は日本民芸協会によって民芸の島、芸能の島として全国に紹介されたが、相次ぐ自然災害により人口流出が進んだ（玉村，

1974)。72年に竹富島は沖縄の一部として本土に復帰し、西表国立公園普通地域に指定された。ホバークラフトが就航し、観光客が急増、民宿が増え始めた。観光地として注目が集まる中で、住民の困窮につけこむように島外の企業が土地を買い漁り、島の総面積の20%が買収された。これを憂えた住民有志が「竹富島を生かす会」を結成し、郷友会や民芸研究家の支援を得て、無秩序な開発に反対する活動を展開した(玉村, 1974)。妻籠宿の住民憲章を下敷きにして、土地や家を「売らない」、由緒ある家や集落景観等を「壊さない」など五つの基本理念を定めた憲章案を公民館に提案したが、この時点では採択に至らなかった。75年には観光資源保護財団の調査対象となり、後述する観光開発への対応時には「この報告書がバイブルとなり、ポロポロになるまで利用された」という(上勢頭, 1987)。

1980年代に入ると本格的に島外企業の観光開発が動き始めた。これに反対する住民は82年に全国町並み保存連盟に加入し、第5回町並みセミで実情を訴えた。この大会はさながら竹富島の支援大会のようだったというが、全会一致で「竹富島の風致保存を励ます決議」が採択された。それが八重山毎日に掲載され、住民の意識高揚に寄与した。これによって、島外企業による開発計画は凍結された(上勢頭, 1986, 西山, 2000)。

このセミへの参加が契機となって、竹富島と妻籠宿との相互交流が始まった。上勢頭(1996: 23-24)によれば、当初町の行政は町並み保存に冷たく、「そんな面倒なことはやめとけ」といって足を引っ張るだけだった」というが、1984年12月に妻籠宿の人たちが来島し島の景観の価値を訴えたことが町長を動かし、行政として伝建指定に動き出すきっかけとなった(上勢頭, 1986)。84年11月から沖縄県集落景観保存調査も始まっており、翌85年3月、報告書『うつぐみの島・竹富島の景観を求めて』が発行された。文化庁主任調査官との懇談会や講演会によって住民理解の醸成が図られ、12月には、町並み保存の担当が町教育委員会に決まる。ここからは作業が急速に進み、文化庁の担当者の支援を得て、ごく短期間で報告書、条例案、保存計画が作成された(島仲, 1987, 上勢頭, 1996)。

1986年3月、竹富町議会は竹富島歴史的景観

形成地区保存条例を可決した。伝建地区に関する規定もこの条例に盛り込まれた。同年11月、竹富島中心部の集落域が伝建地区に指定された。それを取り巻く樹林地及び生産緑地帯(生産景観形成ゾーン)、更にその外周のサンゴ礁地帯と砂浜及び保安林(自然景観保全ゾーン)も、条例で町が独自に創設した歴史的景観保全地区に指定された(竹富町教育委員会, 1987)。島を取り巻く珊瑚礁のリーフから内側すべてに、何らかの保全策の網がかかったのである。87年4月には重伝建地区に選定され、保存物件の修理に文化庁の補助が出るようになった。これは祭事を大切にすする住民が、祭事と密接不可分な伝統建築を維持するための大きな支援となっている。

竹富島の合意形成の特徴は、町の条例制定と同じ1986年3月に、公民館が竹富島憲章を制定したことである。73年に提案され保留となっていた草案を下敷きとして、諮問委員会及び憲章制定委員会で検討を行い、公民館議会及び住民総会で承認された(上勢頭, 2000)。これによって住民合意が正式に確認されたといえる。歴史的景観形成地区保存条例が行政側の制度だとすれば、憲章は住民の側の制度であり、表裏一体となって町並み保存を実現する。三つの集落から4名ずつ計12名で構成されるまちなみ調整委員会が公民館に設置されているが、不動産の売買や賃貸借、建造物の新・増・改築は、憲章に従い調整委員会に届け出なければならない。同時に調整委員会は、景観条例・伝建制度の執行においても、事実上、審査機関の役割を果たしている。条例に明文化されていないが、すべての現状変更申請はここを経由し、住民の意見調整がなされる。その結果が条例上の決定機関である町教委に報告され、そのうち重要な案件が伝建審議会にかけられる。審議会・町教委の決定は、調整委員会の意見を尊重してなされる。また、現状改変の度合いが小さく前例を踏襲したものならば、町教委を経ずに調整委員会だけで解決することもある。逆に、景観に重大な影響を与えると調整委員会が判断したときは、公民館議会に審議を依頼することもある。公民館議会は、島の重要課題について共同体の意思を決する機関だからである。

5. 議論とまとめ

それでは二つの事例を比較して、伝建指定を実現した要因は何か、中でも住民組織が合意形成に果たした役割がいかなるものか検討しよう。まず政策結果であるが、両地区とも伝建指定を実現したことに変わりはない。ただし、竹富島では伝建指定への取り組みが1980年代に入って本格化し、数年を経ずに実現した。他方、川越では75年から断続的に取り組まれ、20年以上後ようやく実現した。更に、竹富島が伝建指定と条例の地区指定を同時に実現し、島全体に保全の網をかけたのに対して、川越では伝建指定の約10年前に制定した条例の地区指定が長期間できなかった。これらの違いは、どこから生じたのであろうか。

両地区の社会経済的条件の違いは考慮しなければならない。一方は首都圏、一方は日本の最西端にあるから、都市化の度合いや開発圧力が大きく異なる。しかし、程度の差こそあれ、両者とも1970年代、80年代と、同じ時期に開発圧力を受けている。また、地区のプロフィールには類似点も多い。まず規模であるが、2005年のデータで見ると竹富島は172世帯、人口343人である。一方の川越は伝建地区の大部分を占める幸町が137世帯、人口384人である。元町1丁目、2丁目、仲町の一部も伝建地区に含まれるが、これらを合わせても竹富島の規模から大きくは乖離しない。少なくとも同意を得るべき世帯数の違いが政策過程の違いを生んだとはいえないのである¹⁰⁾。しかも、竹富島では住民の約8割が観光関連の第3次産業に従事しており（竹富島教育委員会、1987）、川越一番街では約7割の地権者が商店である（南・福川、1992、岡崎・原科、1994）。両地区とも伝建指定によって大多数が経済的な利益を受ける可能性があったことも共通点である。また、外部との関係にも共通点が多い。両地区とも、まちなみ保存運動は70年代にスタートし、全国レベルの運動の影響を受けた。時期は違いますが、町並みゼミも開催した。多田（2003）は住民によるまちづくりの成功要因のひとつに地域外の住民運動組

織とのネットワークを挙げるが、両地区ともこの条件を満たしている。外部研究者の助力や外部資金を最大限に活用している点も共通する。これら両地区で共通する要因が、政策結果の違いを生んだとは考えにくい。

行政との関係については、竹富島では住民が行政をあてにせず、むしろ公民館が住民合意をまとめた上で、行政を引きずり込んだ。一方、川越では蔵の会にしても、伝建調査にしても、行政の担当者からの仕掛けの色合いが強い。市職員の戸別訪問も自治会等からの働きかけが繰り返されたにせよ、市長の現状認識が危機的なものとなったことにより、トップダウンで開始されたものである。これは両地区の相違点だが、行政の関与が受動的だった竹富島で合意形成の期間が短くかつ広範な保全策を実現したのだから、通常予想される結果とは逆であり、行政側の要因だけで政策結果を説明することはできないことになる。

以上の要因が決め手にならない中で、政策過程を主導した住民組織の構成と合意形成のあり方には対応関係が見出せる。竹富島で当初活動を始めたのは、有志による生かす会であった。これは限定型組織といえるが、合意形成の場は包括型組織である公民館に移った。1970年代の運動でも、80年代の伝建指定時においても、公民館で議論し、憲章を提案するという手法がとられた。この結果、竹富島の住民意思は、公民館憲章の制定によって確認された。公民館は長年の実績によって、住民意思を代表する正式な機関として住民に認められてきたわけだが、手続面に関しても、議会や総会の承認を経るというフォーマルな手順を踏み、住民の総意であることに疑いを差し挟まれないだけの形式を備えた。

一方、川越で景観保存を主導したのは、蔵の会や町並み委員会に代表される限定型組織であった。1970年代以降、多数の限定型組織の設立と解消が繰り返された。これらは限定型であるがゆえに、地域住民の代表としては難があった。蔵の会は商業振興による町並み保存というユニークな方針を打ち出し、メンバーは市職員や景観審議委員を兼ねることで市の政策決定に影響力を行使した。町並み委員会は町づくり規範の制定・執行を通じて、景観保全に大きく貢献した。行政ができなかったルール設定を実現したことにその実力の高さが表

れている。しかし、議会では地域外の人間が来てかき回しているという疑問が投げかけられた。商店街組合も強力な推進組織であったが、目的は商業振興に限定され、従って参加者も商店主に限定される。その決定がそのままでは地域全体の合意とみなされないのは、景観条例から伝建制度に係る条項が外された理由からもわかる。結局、市長が合意形成で当てにしたのは、地区内で唯一の包括型組織である自治会であった。自治会は最後の段階で十ヶ町会を設立し署名運動をするなど大きな推進力になった。住民アンケートも実施した。しかし自治会が合意を整えたわけではない。最終的に住民合意をまとめたのは、市長の指示でプロジェクトチームが戸別訪問を行ったことによる。隣家のことに口出しはしにくいという理由で、自治会も行政の出動を歓迎した。

以上の比較から、社会経済要因に関して若干の留保つきながら、第2節で導いた仮説が成り立つことが確認された。それを再掲しておく、政策過程を包括型組織が主導した場合、組織内で合意が形成されれば地域全体の合意とみなされるが、合意に至るのが難しいこと、合意のためには、民主的運営、地域の課題に取り組んできた実績、共通の文化や帰属意識といった条件を当該組織が満たしていなければならないこと、限定型組織が主導した場合、組織内部の合意は容易だが、それだけでは地域住民の総意とはみなされず、包括型組織又は行政が乗り出して地域代表としての正統性を補うことが必要だということであった。事例研究では、概ねこの予測に沿った展開となった。

ここまでくると次の疑問が浮上する。各地域には包括型・限定型どちらの住民組織も存在するはずだが、どちらが政策過程を主導するかは何が決めたのだろうか。現段階では、初期条件——その地域の包括型組織がどのような状態にあったか——によると答えておきたい。堂々巡りのようになるが、竹富島公民館に比べると、川越の自治会は前述の合意形成のための条件を満たす度合いが低かったため、竹富島公民館のような主導的役割を果たせなかったと考えられる。もちろん、多くの地域で川越と同様の状況にある。このため限定型が主導すると予測される。本稿の目的を超えて運動論の領域に踏み込んでしまうが、限定型の主導で始まり、後に包括型と共存・融合して政策過

程が展開した事例は多い。例えば、広原（1989）は丸山、真野、辻堂の3地区のまちづくり運動を比較し、それぞれ展開に違いはあっても、包括型（自治会）と限定型（まちづくり運動組織）とが対立や離合を経て共存に至った経過を描いている。吉原（1997：114）も横浜市等を題材に自治会と限定型（テーマコミュニティ）が相互浸透して活力を生むと論じている（同旨、似田貝、1997：34）。奥田（1993：176）が「まちづくり運動の市民会議方式」と呼ぶ近隣住区の代表者による組織は、構成的には限定型だが、下部組織までを含めた全体としてみると包括性が高い。これらの組織変容や融合は、本稿の視点からは、主導的な限定型組織が地域の代表としての正統性を補い、目に見える成果を生み出すために必要だったとみることができる。

最後に、地方自治法改正で導入された地域自治区に関して、本稿の分析結果がいかなる含意をもつかを論じておこう。地域自治区とは政策に住民の意見を反映させるために創設される包括型組織だと考えれば、竹富島のような包括型の住民組織が現に機能している地域には親和的な制度だと考えられる。実際、竹富島は地域自治区を先取りし具体化するモデルだとする意見がある（備瀬、2003）。全国にはこのような組織がまだまだ存続していることを窺わせる研究もあるので（伊藤、2003、日高、2003、寄本、2004）、そうした地域で新制度をうまく活用すれば、既存の住民組織を制度面から支え、その機能強化に役立つであろう。公共政策の策定・執行にもプラスの効果が期待される。

一方、都市部などでは、限定型の組織はあっても、包括型の住民組織は望むべくもない。仮に地域自治区を設定して、竹富公民館のような内実を備えないまま、あたかも住民を代表するような扱いをしたとしても、地域自治区に最も期待される住民の意見を汲み上げ集約する機能（＝合意形成機能）が働かないことが本稿の分析結果から予想される。区の決定と住民意思との間に齟齬を生じることにもなりかねない²⁷。それよりむしろ、川越のように、重層的に張り巡らされた限定的住民組織と自治会や行政が連携し、前者に欠ける代表性を後者が補って個別の合意形成を積み重ねていく方が望ましいように思われる。その中から包括

型の名実を備えた組織が育てば、地域自治区の制度を活用すればよいのではないか。本稿の分析が示したように、地域の住民組織のあり方は政策過程のパターン、合意形成のあり方、ひいては政策結果をも左右する。行政による操作が可能かどうかは別として、何らかの介入を行うのであれば、その帰結までを考慮した上で実施すべきであろう。

[注]

- (1) 同様の問題関心から北海道美瑛町の農村景観を分析した研究として、大山 (2001) 参照。
- (2) コミュニティ概念における包括性を満たすためには、地理的まとまり、文化の共通性や生活の自足性、諸部分の連鎖的関連が必要とされ、もはや現代においては、自治会・町内会といえども、これらの要件を満たし得ないとされる (今野 2001 : 24, 岩崎 1989 : 10-11)。一方、システム分析によって町内会の構造と機能を分析した倉田 (1990 : 185) によれば、町内会の実際の活動はアソシエーション的だが、全員参加の建前で「包括的な機能を内包しているという意味で」コミュニティ型の集団であるとしている。
- (3) 自治会等に関する議論を整理した文献として、中田 (1993), 玉野 (1993), 今野 (2001) など参照。
- (4) 川越蔵の会元会長の馬場弘氏の言葉 (日本経済新聞 2001 年 10 月 7 日)。また、1997 年 9 月議会文教常任委員会での文化財保護課長の説明等参照。
- (5) 聞き取りによれば、彼らは受賞者 (植松氏) をリーダーとする自主研究グループメンバーである。
- (6) 毎日新聞 1987 年 3 月 15 日, 朝日新聞 1987 年 8 月 7 日, 毎日新聞 1987 年 8 月 11 日。
- (7) 読売新聞 1988 年 8 月 12 日, 朝日新聞 1988 年 8 月 6 日。
- (8) 筆者の聞き取り調査による。
- (9) 1987 年 9 月議会における問仁田春二議員 (社会党) の質問。
- (10) 1995 年 12 月議会での中原秀久議員 (連合埼玉) から姿勢を問われて。
- (11) 1996 年 9 月議会での本山修一議員 (共産党), 12 月議会での加藤昇議員 (啓政会 (保守系党派)) の質問。ただし、加藤議員は、まず伝建ありきではないと釘をさしている。
- (12) 1995 年 12 月議会での中原秀久議員に対する船橋市長答弁。
- (13) 1998 年 3 月議会での加藤昇議員に対する小

杉正司企画財政部長の答弁。なお、これに先立つ 1996 年 11 月には、銀座商店街振興組合から伝建指定促進方の要望書が提出されている。この地区は「大正浪漫夢通り」を掲げてまちづくりを行っているが、99 年に指定された伝建地区には含まれなかった。

- (14) 1997 年 9 月議会での安田謙之助議員 (社会党) の質問。
- (15) 1998 年 3 月議会での加藤昇議員に対する船橋市長答弁。「30 年来仕事が進まないということで、柔和な市長からたいへんお小言を頂戴いたした」という藤田信明助役の答弁もある。
- (16) 加藤昇議員に対する、小杉正司企画財政部長の答弁。
- (17) 1998 年 6 月議会での小林薫議員 (プロジェクト川越 21) への市長答弁。加藤昇議員に対する市長答弁で、本当は自治会で住民全部を集めて了解してもらえれば市が出動しなくて済むが、隣の家のことはあれこれ言えないということで市が乗り出した。市役所だけの責任だといわれるのは心外だという発言もある。
- (18) 1998 年 6 月議会での加藤昇議員に対する船橋市長答弁。
- (19) 1998 年 6 月議会での小林薫議員に対する田中潔企画財政部長答弁。
- (20) 川越市文化財保護課植松久生副参事 (市川 2000 から引用)。
- (21) 山梨県内の区 (自治会) を行政学的枠組みで詳細に分析した日高 (2003) には、竹富島公民館と極めて類似した仕組みが多数報告されているが、公民館の建物が自治政府としての区の「庁舎」とも位置づけられるべき特別の施設である実態が描かれている。竹富島の自治会連合はこれを名称としたのであろう。
- (22) 筆者の聞き取りによる。なお、自治会長と区長の微妙な関係については、日高 (2003 : 145-150) 参照。
- (23) 筆者の聞き取りによる。
- (24) なお、基準があるとはいっても、納税証明の提出を求めるわけではなく、いわゆる「見立割」に近いものであろう。見立割とは明治期の地方税の戸数割を明確な基準なしに賦課する方式で、その等級付けが、町村内の社会的優劣や家格を整然と上下に組み立てて住民の前に明らかにする効果をもち、しかも上級者は必ずしも所得高に正しく比例した税額を担当しないことを指摘する研究がある (大島 1994 : 279-281)。これが町内会費にも用いられていることを地付きのボス支配の表れとみる意見も一般論としてありうるが (中田 1993 : 41), 竹富島では議会を通じて住民の理解を得ながら行われているこ

と、観光業に携わる住民とそうでない者との差をどう埋めるかが島の課題として議論されていることなどの聞き取り結果に鑑み、旧弊を引きずるものではないと考える。同様に日高(2003:172-175)も、山梨県内の自治会の「見込み割」や出不足金は、住民のコンセンサスと区の正統性への承認があるから現在でも引き継がれているもので、社会的ジレンマ解決のための合理的工夫だとしている。

- (25) 筆者の聞き取りによる。こうしたしくみについては、玉城(2000)参照。
 (26) ただし、川越では調査時と比べて、最終的な指定範囲は相当縮小された。
 (27) 地域政治の基盤として町内会に安易に期待することへの批判的見解として秋元(1990:152-153)。

【文献】

荒牧澄多(2003)、「市民組織による歴史的町並み景観保全の活動：『川越蔵の会』を事例に」都市問題 94 巻 7 号。
 秋元律郎(1990)、「中間団体としての町内会」倉沢進・秋元律郎編著『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房。
 市川嘉一(2000)、「コンビニ、『蔵造り』に合わせ町家風店舗」日経地域情報 340 号。
 伊藤修一郎(1997)、「NPOの戦略と行政の関わり——米国マサチューセッツ州政府とエイズ・アドボカシー NPO の経験に学ぶ」都市問題 88 巻 6 号。
 ——(2003)、「コモنزのルールとしての景観条例——いつ、どこで、行政指導は機能するか」『性』と政治(日本政治学会年報)。
 ——(2006)、「なぜ自治体は規制を避けるのか——景観条例条文の主成分分析とゲーム理論による説明の試み」レヴァイアサン(出版予定)。
 今井照(2004)、『『地域自治組織』と自治体の政治：地域ガバナンスと『地域自治区』等の法制化に関する論点』日本地方自治学会編『分権型社会の政治と自治』敬文堂。
 今川晃(1994)、「まちづくりにおける自治会・企業・支所の役割」日本地方自治学会編『都市計画と地方自治』敬文堂。
 岩崎信彦(1989)、「町内会をどのようにとらえるか」『町内会の可能性』岩崎信彦他編著『町内会の研究』御茶の水書房。
 遠藤文夫(1992)、「自治会、町内会等の住民自治組織と市町村行政との関係(1)(2)」自治研究 68 巻 5 号・6 号。
 上勢頭芳徳(1986)、「赤瓦とサンゴ礁の石垣：沖

縄・竹富島の町並み保存——憲章と条例づくり」地方自治通信 200 号。
 ——(1987)、「竹富島はいま——十五年の成果、重伝建地区の仲間入りへ」日本ナショナルトラスト報 216 号。
 ——(1996)、「町並み保存で何を、何を失ったか」宮澤智士編『竹富島に何が可能か』竹富島喜宝院蒐集館発行。
 ——(2000)、「島人はまちなみ館をどれほど待ち望んでいたか」造景 26 号。
 植松久生(2000)、「川越の町並み保存の歩み」月刊文化財 436 号。
 大島美津子(1994)、『明治国家と地域社会』岩波書店。
 大山信義(2001)、『コミュニティ社会学の転換：持続可能な地域発展に向けて』多賀出版。
 岡崎篤行・原科幸彦(1994)、「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究——川越一番街商店街周辺地区を対象として」第 29 回日本都市計画学会学術研究論文集。
 奥田道大(1993)、『都市型社会のコミュニティ』勁草書房。
 可児一男(1990)、『川越一番街町づくり 1 分間ストーリー』可児一男発行。
 ——(1999)、「活性化はまちづくり(一番街の場合)」Esplanade 50 号。
 鎌倉のまちづくり市民懇談会(1999)、『まちづくりは市民の手で——鎌倉のまちづくり市民懇談会の 27 年』御茶の水書房。
 倉田和四生(1990)、「社会システムとしての町内会」倉沢進・秋元律郎編著『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房。
 ——(1999)、『防災福祉コミュニティ——地域福祉と自主防災の統合』ミネルヴァ書房。
 今野裕昭(2001)、『インナーシティのコミュニティ形成——神戸市真野住民のまちづくり』東信堂。
 佐野章二(1988)、「第 1 章」総合研究開発機構編『実践的「町づくり規範」の研究・川越の試み』(株)地区計画コンサルタンツ発行。
 島仲信良(1987)、「町並み保存のとりくみ——沖縄県竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区」文部時報 1329 号。
 高口愛・西山徳明(2000)、「伝統的景観管理とその変遷：竹富島集落における環境管理能力の発展条件に関する研究その 1」日本建築学会計画系論文集第 538 号。
 竹富町教育委員会(1987)、『竹富町竹富島歴史的景観形成地区保存計画書』非売品。
 多田憲一郎(2003)、『『新しい公共性』と住民自

- 治組織——鎌倉市七里が浜自治会を事例として」岡山商大社会総合研究所報 24 号。
- 玉城毅 (2000), 「竹富島の社会組織——祭祀からみた重層的・複合的な『村落』」沖縄国際大学南島文化研究所編『八重山, 竹富町調査報告書(2)』地域研究シリーズ No. 28。
- 玉野和志 (1993), 『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社。
- 玉村和彦 (1974), 「竹富島 (沖繩) にみる観光地化への軌跡」同志社商学 25 卷 4-6 号。
- 鳥越皓之 (1994), 『地域自治会の研究: 部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴァ書房。
- 中田実 (1993), 『地域共同管理の社会学』東信堂。
- (1998), 「地域共同管理の主体と対象」中田実・板倉達文・黒田由彦編『地域共同管理の現在』東信堂。
- 中村八朗 (1973), 『都市コミュニティの社会学』有斐閣。
- 東海自治体問題研究所 (1996), 『町内会・自治会の新展開』自治体研究社。
- 西村幸夫 (1997), 『町並みまちづくり物語』古今書院。
- 西山卯三・三村浩史編 (1976), 『竹富島の民家と集落——景観保全と観光活動に関する報告』観光資源保護財団。
- 西山徳明 (2000), 「住み続けられる島の姿を求めて」 「伝統的な景観管理とその変遷」 「竹富島における現代の景観管理」造景 26 号。
- 西山徳明・池ノ上真一 (2004), 「地域社会における文化遺産マネジメントの可能性——竹富島における遺産管理型 NPO の取り組み」西山徳明編『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告。
- 似田貝香門 (1997), 「現代都市の地域集団——地域社会の再生の組織論」蓮見音彦他編『現代都市と地域形成』東京大学出版会。
- 八甫谷邦明 (2000), 「川越: コミュニティ復活を目指して」造景 26 号。
- 馬場璋造 (1999), 「まちづくり応援記——ふるさと川越」Esplanade 50 号。
- 備瀬ヒロ子 (2003), 「最南端の島しょ地域が自立をめざして取り組むまちづくり」地域政策研究 24 号。
- 日高昭夫 (2003), 『市町村と地域自治会——「第三層の政府」のガバナンス』山梨ふるさと文庫。
- 広原盛明 (1989), 「先進的まちづくり運動と町内会——神戸市丸山, 真野, 藤沢市辻堂南部の比較考察」岩崎信彦他編著『町内会の研究』御茶の水書房。
- 福川裕一 (1988), 「序章」総合研究開発機構編『実践的「町づくり規範」の研究・川越の試み』(閑地区計画コンサルタンツ発行)。
- 藤間和佳 (2001), 「村落の歴史的環境保全施策——沖縄県竹富島の町並み保存の事例から」村落社会研究 7 卷 2 号。
- 船橋晴俊 (1993), 「環境問題と地域社会——社会的ジレンマ論の視点から」蓮見音彦・奥田道大『21 世紀のネオ・コミュニティ』東京大学出版会。
- 森元孝 (1996), 『逗子の市民運動——池子米軍住宅建設反対運動と民主主義の研究』御茶の水書房。
- 溝尾良隆・菅原由美子 (2000), 「川越市一番街商店街地域における商業振興と町並み保全」人文地理 52 卷 3 号。
- 南勝震・福川裕一 (1992), 「川越一番街における町づくりと町並み委員会——住民による町づくり委員会の可能性と限界」第 27 回日本都市計画学会学術研究論文集。
- 宮崎正美 (1999), 「歴史を活かしたまちづくり」Esplanade 50 号。
- 吉原直樹 (1997), 「『転換期』のコミュニティ政策」蓮見音彦他編『現代都市と地域形成』東京大学出版会。
- 与那原恵 (2004), 「竹富島物語」Esquire 18 卷 2 号 (2004 年 2 月号)。
- 寄本勝美 (2004), 「近隣自治と近隣政府」月刊自治フォーラム 540 号。
- 渡戸一郎 (1990), 「都市ボランティアとコミュニティ」日本地方自治学会編『広域行政と府県』敬文堂。